

# 防府市行政経営改革委員会条例

平成25年3月29日

防府市条例第12号

## (目的及び設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応するとともに、限られた資源を最大限活用し、市民の視点に立った簡素で効率の良い行政経営を推進するため、防府市行政経営改革委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市長の諮問に応じて、行政経営改革に関する重要事項について調査し、審議し、及び答申すること。
- (2) 行政経営改革の進捗状況について調査し、及び審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行政経営改革を推進するために必要であると委員会が認めた事項について、市長に意見を述べること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、市政について識見を有し、かつ、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 4人以内
- (2) 各種団体の推薦を受けた者 12人以内
- (3) 公募の手続により決定した者 4人以内

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会

長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議（次条を除き、以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長の任期満了後最初に行われる会議は、市長が招集するものとする。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要に応じて、専門の事項を調査させ、及び審議させるため専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が委員会に諮って定める。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 前条（同条第1項ただし書を除く。）の規定は、部会の会議に準用する。
- 7 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(説明等の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合政策部において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(防府市行政改革委員会条例の廃止)

- 2 防府市行政改革委員会条例（昭和60年防府市条例第12号）は、廃止する。

(会議の招集に関する特例)

- 3 この条例の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

(非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

- 4 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年防府市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2行政改革委員会委員の項を削り、同表財産処分審議会委員の項の次に次のように加える。

行政経営改革委員会委員	日額 5,700円	〃
-------------	-----------	---

附 則（平成25年12月27日条例第41号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。